

令和5年度 敦賀市第1子出産応援手当のご案内

敦賀市では、結婚、妊娠期から子育て期までにわたる切れ目のない支援の一つとして、経済的準備が特に必要となる第1子の出産に対して、応援手当（10万円）を支給します

支給対象者

①及び②に該当する方が対象となります。

- ①令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に生まれた敦賀市に住民登録がある同一の世帯における第1子の子どもを養育する保護者
- ②第1子の子どもの出生時及び第1子出産応援手当の申請時に、子ども・保護者ともに、敦賀市に住民登録がある方

支給額

第1子の出産に対し、10万円です。

支給時期

申請した月の翌月に、支給します。
(支給を決定次第、お知らせします。)

支給方法

子ども医療費助成の登録口座または指定の金融機関口座へ振込みます。
(原則、申請・請求者の口座です。)



手続き方法は、裏面をご確認ください。





申請方法

○出生届提出時、子ども医療費助成・児童手当などの手続きとあわせて、申請してください。
(受付開始以前に出生届を済まされている方には、申請書を送付します。)

○窓口での申請ができない場合は、郵送により申請できます。
敦賀市ホームページから、申請書をダウンロードし、必要書類を添付して、提出してください。
詳しくは、敦賀市役所 児童家庭課まで、お問い合わせください。

申請に必要なもの

- ①申請書
- ②本人が確認できる書類
(マイナンバーカード、運転免許証、旅券などの写し)
- ③振込口座が確認できる書類
(通帳やキャッシュカードの写し)
※原則、申請・請求者の口座です。

Q & A

Q 申請はいつまでできるの？

A 申請の期間は、第1子の誕生日から、やむを得ない理由がある場合を除き、3か月です。

Q 保護者が申請できないときはどうすればいいの？

A 代理による申請ができます。児童家庭課までご相談ください。

Q 里帰り出産の場合はどうなるの？

A 里帰り出産の場合も、子ども・保護者ともに敦賀市に住民登録があるときは対象となります。

お問い合わせ 敦賀市役所 児童家庭課
電話 0770(22)8125
メール jidou@ton21.ne.jp

敦賀子育て支援情報サイト
KOSODATE TSURUGA

